

山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金

「設備投資等促進事業」

(30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(2次公募対応分))

【令和元年度 応募要領】

足腰の強い経済の構築、付加価値の向上を図るため、経済産業省平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(2次公募)」(以下、「30年度補正ものづくり補助金」といいます。)に応募し、採択とならなかった事業のうち、認定支援機関による指導・助言をもとに事業計画のブラッシュアップを図ったものについて、本県中小企業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものに対し補助金を交付するものです。

1 補助対象事業

30年度補正ものづくり補助金の「一般型」又は「小規模型」に応募した事業で、30年度補正ものづくり補助金で採択とならなかった事業。ただし、設備投資を伴うものに限りです。

※ 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上する場合を指します。

※ 本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言をもとに、30年度補正ものづくり補助金に応募した事業計画の見直し(ブラッシュアップ)を行う必要があります。

※ 30年度補正ものづくり補助金応募時に選択した対象類型(革新的サービス、ものづくり技術)及び事業類型(一般型、小規模型)を原則変更することはできません。

※ 新たに「小規模事業者枠」を設け、小規模事業者を優先採択し、地域コーディネーターや商工会・商工会議所等と連携した支援を行います。

●対象類型について

(1)革新的サービス(国2次公募要領11ページ参照)

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

(2)ものづくり技術(国2次公募要領11ページ参照)

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

●事業類型について

(1)一般型

(2)小規模型

※詳細は30年度補正ものづくり補助金の2次公募要領に準じます。

2 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業者（商工業者に限る）で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者。

※ 本事業における中小企業者とは、「革新的サービス」で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者です。「ものづくり技術」で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者です。

ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する者は大企業とみなし、補助対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 本事業における商工業者とは、「商工会議所法」第7条及び「商工会法」第2条に規定する商工業者です。なお、医師・歯科医師・助産師等は商工業者でないため、補助対象者になりません。

※ 30年度補正ものづくり補助金で補助対象者となっている特定非営利活動法人は、補助対象者になりません。

3 補助率・補助金額・補助対象経費

(1) 補助率 : 一般型（※1）・小規模型（※1 ※2） 1／3以内

※1 以下のいずれかの場合は、補助率1／2以内

- 生産性向上特別措置法に基づき、固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合（変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること）
- 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

※2 以下の場合は、補助率1／2以内

- 小規模企業者・小規模事業者の場合

- (2) 補助上限額 : 一般型 750万円以内
 小規模型 375万円以内
 ※ 補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。
 ※ 30年度補正ものづくり補助金における「生産性向上に資する専門家の活用がある場合の補助上限額30万円増額」はありません。
- (3) 補助対象経費 : 補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるものに限り、補助対象となる経費は次のとおりです。

○「全ての事業類型」で補助対象となる経費

経費区分	説明
機械装置費	専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)及び専用ソフトウェアの購入、製作、借用、それに伴う改良・修繕又は据付けに要する経費
技術導入費	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に関する経費(機械装置費を除く)

※設備投資(機械装置費(単価50万円(税抜き)以上))が必要です。

※「一般型」において、機械装置費以外の経費については、総額で375万円(税抜き)までを補助上限額とします。

※その他、補助対象経費の詳細については、30年度補正ものづくり補助金の2次公募要領に準じます。

- (4) 正社員化の取組みを行う場合、次の補助上限額を適用します。

補助上限額 : 一般型 900万円以内 小規模型 450万円以内

●正社員化の取組みについて

イ 平成31年4月1日以降に就業規則等に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用(以下「正社員化等」といいます。)し、国の「キャリアアップ助成金」の正社員化コース(無期雇用労働者への転換または無期雇用労働者の直接雇用を除く)の要件を満たし、本事業の事業期間内に支給申請を行う事業者に対しては、上記3(4)補助上限額を適用します。

ロ 補助事業の実績確認時に、上記イ記載の支給申請の実施が確認できない場合は、上記3(4)は適用せず、3(2)を適用します。

※「キャリアアップ助成金」を申請するには、正社員化を行ってから6ヶ月間の賃金支払実績等が必要です。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

4 補助事業実施期間・実績報告書提出期限

- (1) 補助事業実施期間 :

補助金交付決定の日から令和2年2月14日(金)まで

- (2) 実績報告書提出期限 :

事業終了後15日以内、又は令和2年2月21日(金)まで

5 応募手続き

(1) 応募及び問い合わせ先

山形県中小企業スーパーサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階
TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

(2) 応募期間

令和元年10月4日（金）から10月23日（水）まで

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日消印有効）

(4) 提出書類 6部（正本1部、副本5部）

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

① 事業計画認定申請書【様式1】

② 事業計画書【様式2】

※30年度補正ものづくり補助金の2次公募要領を参考に記入してください。

③ 事業計画見直し確認書【様式3】

※認定支援機関が発行した確認書を提出してください。

④ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。

⑤ 労働者名簿一覧

※「小規模型」での補助率アップや審査における加点、「小規模事業者枠」での優先採択を希望する小規模企業者・小規模事業者のみ提出してください。

⑥ 入手価格の妥当性を証明できる書類（任意）

※有効期間内の見積書、カタログ・パンフレット等を提出してください。

⑦ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット（自社にホームページ等がない方）

⑧ 先端設備等導入計画の認定書の写し又は承認申請中の場合は申請済みの先端設備等導入計画の認定申請書の写し

※補助率アップや審査における加点を希望する場合のみ提出してください。

⑨ 経営革新計画に係る承認通知書の写し及び経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し

※補助率アップや審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で承認申請中の場合は、申請済みの「経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し」を提出してください。

⑩ 経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し及び経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し

※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で認定申請中の場

合は、申請済みの「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」を提出してください。

- ⑪ 地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し

※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で承認申請中の場合は、申請済みの「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」を提出してください。

- ⑫ 事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定書の写し、及び事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画に係る認定申請書（（別紙）事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を含む）の写し

※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で認定申請中の場合は、申請済みの「事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画に係る認定申請書（（別紙）事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を含む）の写し」を提出してください。

- (5) 書類作成上の留意点

- ① 事業計画書等様式用の紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- ④ 事業計画書等様式の申請書類データはCD-Rで提出する必要はありません。

6 審査方法・結果の通知

- (1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、本県中小企業の付加価値向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

- (2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

- (3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

- (4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、認定支援機関名等をHP上で公表します。

7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	10月4日（金）～10月23日（水）
審査会	11月中旬
結果の通知	12月上旬
補助金交付申請・交付決定	12月中旬以降

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いしますので、御協力願います。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

山形県中小企業スーパーータルサポ補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 補助対象事業としての適格性</p> <p>以下の補助対象外事業に該当しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none">① 本応募要領にそぐわない事業② テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む。）や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業（30年度補正ものづくり補助金を除く）③ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業④ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業⑤ 公序良俗に反する事業⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業⑦ 設備投資（機械装置費 単価50万円以上（税抜き））を伴わない事業⑧ 機械装置費以外の経費に設定されている上限を超える補助金を計上する事業⑨ その他<ul style="list-style-type: none">・事務局が指定した応募申請書類様式と異なる様式で応募してきた案件・補助金申請額が補助上限額を超える案件・事業類型に対象となっていない補助対象経費科目を使用している案件・同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件・必要な書類が添付されていない案件・その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件・補助対象事業者には該当しなくなった場合（みなし大企業含む） <p>(2) 技術面</p> <ol style="list-style-type: none">① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。<ul style="list-style-type: none">○【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。○【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取組みであるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。 <p>(3) 事業化面</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関からの十分な資金の調達が見込まれるか。② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。

- ③ 補助事業の成果が価格・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか（【革新的サービス】【ものづくり技術】いずれにおいても、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。）

(4) 政策面

- ①-1 地域のニーズに対応した商業・サービス業の新たな事業の創出（ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の活用、若者・女性等に対する創業支援、新たなサービスを行うための創業や新分野進出）等につながる取組みであるか。
 - ①-2 県が参入・集積を促進する「先端分野」（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）・「成長期待分野」（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）と整合性がとれているか。
 - ② 設備導入することで、賃金の改善や雇用の増加など、地域経済への波及効果が期待できる計画であるか。
 - ③ 当補助金の過去の交付実績はどうか。交付実績がある場合、当時の事業計画の達成状況はどうか。
 - ④ 自力で事業計画を達成するのは困難か。
 - ⑤ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。
 - ⑥ 当補助金を活用して行う設備投資の規模は適切か。
- ※①-1は【革新的サービス】、①-2は【ものづくり技術】の事業者の審査項目。

(5) 加点項目

- ①
 - a) 固定資産税ゼロの特例を措置した市町村において、先端設備等導入計画を平成 30 年 12 月 21 日の閣議決定後に新たに申請し（新たに設備等導入を伴う変更計画を含む）、認定を取得した企業（申請中を含む）
 - b) 有効な期間の経営力向上計画の認定（申請中を含む）を取得した企業
 - c) 有効な期間の経営革新計画の承認（申請中を含む）を取得した企業
 - d) 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認（申請中及び承認申請中の共同申請者である場合を含む）を取得した企業
- ② 有効な期間の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定（申請中を含む）を取得した企業
- ③ 小規模事業者枠に応募する小規模企業者・小規模事業者